

## 議 事 日 程 （第 4 号）

令和 4 年12月21日（水曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報 第 19号 委員長報告
- 日程第 4 議 第 95号 市道の路線認定について
- 日程第 5 議 第 96号 財産の取得について
- 日程第 6 議 第 97号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議 第 98号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議 第 99号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 9 議 第 100号 下呂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議 第 101号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議 第 102号 下呂市職員の降給に関する条例について
- 日程第 12 議 第 103号 下呂市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議 第 104号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議 第 105号 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議 第 106号 下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議 第 107号 下呂市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議 第 108号 下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議 第 109号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議 第 110号 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議 第 111号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議 第 112号 下呂市職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 22 議 第 113号 下呂市市営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議 第 114号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議 第 115号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議 第 116号 下呂市湯けむり広場条例の一部を改正する条例について

- 日程第26 議第117号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議第118号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議第119号 令和4年度下呂市下水道事業会計への繰出について
- 日程第29 報第20号 委員長報告
- 日程第30 議第120号 令和4年度下呂市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第31 議第121号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第32 議第122号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第33 議第123号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第34 議第124号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）
- 日程第35 議第125号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議第126号 令和4年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議第127号 令和4年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議第128号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）
- 日程第39 議第129号 令和4年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議第130号 令和4年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第41 議第131号 令和4年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第42 議員派遣について
- 日程第43 閉会中の継続調査申出について

---

出席議員（14名）

議長	今井政良	1番	鷲見昌己
2番	田口琢弥	3番	飯塚英夫
4番	森哲士	5番	田中喜登
6番	尾里集務	7番	中島ゆき子
8番	田中副武	10番	伊藤嚴悟
11番	一木良一	12番	吾郷孝枝
13番	中島新吾	14番	中島達也

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	細 田 芳 充	会 計 管 理 者	中 谷 三 男
総 務 部 長	今 瀬 成 行	ま ち づ く り 推 進 部 長	田 谷 諭 志
地 域 振 興 部 長	小 池 雅 之	教 育 委 員 会 会 長 事 務 局 長	田 代 浩 武
環 境 水 道 部 長	田 口 昇	環 境 水 道 部 次 長	今 村 正 直
農 林 部 長	都 竹 卓	農 林 部 理 事	小 木 曾 謙 治
建 設 部 長	野 村 直 己	金 山 病 院 院 長 事 務 局 長	加 藤 和 男
市 民 保 健 部 長	森 本 千 恵	福 祉 部 長	野 村 穰
観 光 商 工 部 長	河 合 正 博	消 防 長	遠 藤 英 幸

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	今 井 満	書 記	熊 崎 賀 代 子
-------------	-------	-----	-----------

---

---

◎開議の宣告

○議長（今井政良君）

おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（今井政良君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番 吾郷孝枝さん、13番 中島新吾君を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（今井政良君）

日程第2、諸般の報告を行います。

専決処分事項の報告は、お手元に配付のとおりでありますので御覧願います。

---

◎報第19号について

○議長（今井政良君）

日程第3、報第19号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました、日程第4、議第95号 市道の路線認定について、日程第5、議第96号 財産の取得について、日程第6、議第97号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について、日程第7、議第98号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について、日程第8、議第99号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、日程第9、議第100号 下呂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第101号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第102号 下呂市職員の降給に関する条例について、日程第12、議第103号 下呂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第104号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第105号 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第106号

下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第107号 下呂市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例の

一部を改正する条例について、日程第17、議第108号 下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第109号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第110号 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第111号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第112号 下呂市職員の再任用に関する条例を廃止する条例について、日程第22、議第113号 下呂市市営住宅条例等の一部を改正する条例について、日程第23、議第114号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第115号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第116号 下呂市湯けむり広場条例の一部を改正する条例について、日程第26、議第117号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、日程第27、議第118号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、日程第28、議第119号 令和4年度下呂市下水道事業会計への繰出について、以上25件を一括議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 森哲士君。

#### ○総務教育民生常任委員長（森 哲士君）

委員長報告を申し上げます。

令和4年12月15日午前9時30分から、下呂庁舎第1会議室において、委員全員と議長、執行部からは市長、副市長、教育長、関係部課長の出席をいただき、総務教育民生常任委員会を開催し、令和4年第6回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第98号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定についてから、議第113号 下呂市市営住宅条例等の一部を改正する条例についてまでの16議案、議第115号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、議第119号 令和4年度下呂市下水道事業会計への繰出についての2議案、合わせて18議案について審査いたしました。

審査の結果、18議案全て全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の一部を紹介させていただきます。

議第98号の下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定については、県の施設とのタイプアップを考慮し、物価高騰の現状も加味した指定管理料の検討をとの委員からの意見に対し、市としては、コロナ禍や原油価格高騰など行き先の見通しが立たないことから、社会情勢に左右されることを踏まえ、指定管理を2年とし、運営収支の状況を注視していくことと、温泉を活用した健康づくりの場として多くの方に利用していただき、将来譲渡、民営化できるような経営状態になることを市としても目指して努めていきたいとの答弁がありました。

また、議第115号 下呂市社会医療費助成条例の一部を改正する条例については、18歳までの医療費助成を拡充するもので非常に評価できる制度であるが、事業施行に至った経緯と財源措置はとの委員からの質問に対し、市長公約であり、下呂市で安心して子育てをしていただくため

にも医療費は大事な部分であることから、財源はしっかり確保し取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上、総務教育民生常任委員会の報告といたします。

○議長（今井政良君）

続いて、産業経済常任委員会委員長 中島ゆき子さん。

○産業経済常任委員長（中島ゆき子君）

おはようございます。

委員長報告を申し上げます。

令和4年12月16日午前9時30分から、下呂庁舎第1会議室において、委員全員と市長、担当職員の出席をいただき、産業経済常任委員会を開催し、令和4年第6回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第95号 市道の路線認定についてから議第97号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定についてまでの3議案と、議第114号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について及び議第116号 下呂市湯けむり広場条例の一部を改正する条例についてから議第118号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案、合わせて7議案について審査いたしました。

審査の結果、7議案は全て全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の一部を紹介させていただきます。

議第96号 財産の取得について、転石や浮き石の危険箇所の回避や異常気象時の通行規制区間の緩和を図ることを目的に、国土交通省中部地方整備局高山国道事務所において施工されている国道41号門原防災事業のトンネル掘削に伴う残土処分場用地として、土地を購入したいとの説明を受け、委員からは今回の土地の購入により、予定される残土全て処理できるのかと質問がありました。担当課からは、トンネルは1号と2号の2つ掘り、合わせて19万立方メートルの残土が発生する計画となっています。今回購入を予定する場所には、25万立方メートル搬入できる計画ですが、施工状況により最大30万立方メートルまで処分できる可能性があり、残土処理は十分可能との答弁がありました。

以上で、産業経済常任委員会の報告といたします。

[挙手する者あり]

○議長（今井政良君）

4番 森哲士君。

○総務教育民生常任委員長（森 哲士君）

先ほど委員長報告の中で一部の紹介をしていただきますという文言の中で、議第115号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてと申さなければいけないところ、下呂市社会医療費助成条例の一部を改正する条例についてと言いましたので、訂正してお詫びを申し上げます。

◎議第95号から議第119号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本25件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本25件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第95号 市道の路線認定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第95号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第96号 財産の取得について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第96号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第97号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第97号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第98号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第98号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第99号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第99号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第100号 下呂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第100号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第101号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第101号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第102号 下呂市職員の降給に関する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第102号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第103号 下呂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第103号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第104号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第104号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第105号 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第105号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第106号 下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第106号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第107号 下呂市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第107号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第108号 下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第108号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第109号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第109号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第110号 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第110号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第111号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第111号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第112号 下呂市職員の再任用に関する条例を廃止する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第112号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第113号 下呂市市営住宅条例等の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第113号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第114号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第114号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第115号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第115号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第116号 下呂市湯けむり広場条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第116号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第117号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第117号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第118号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第118号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第119号 令和4年度下呂市下水道事業会計への繰出について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第119号については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎報第20号について

#### ○議長（今井政良君）

日程第29、報第20号 委員長報告を行います。

本定例会において付託いたしました日程第30、議第120号 令和4年度下呂市一般会計補正予算（第12号）、日程第31、議第121号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、日程第32、議第122号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）、日程第33、議第123号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、日程第34、議第124号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）、日程第35、議第125号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、日程第36、議第126号 令和4年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第37、議第127号 令和4年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）、日程第38、議第128号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、日程第39、議第129号 令和4年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、以上10件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田中副武君。

#### ○予算特別委員長（田中副武君）

委員長報告を申し上げます。

12月19日午前9時30分から、下呂庁舎3階第1会議室において、議長をはじめ委員全員と執行部からは市長、副市長、教育長と担当者の出席をいただき、今定例会で審査を付託されました議第120号 令和4年度下呂市一般会計補正予算（第12号）のほか、議第121号から議第131号までの5特別会計補正予算及び4企業会計補正予算について審査をいたしました。

審査結果は、全て全会一致で可決すべきものと決しました。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症と物価高騰対策、新年度からの子供の医療費助成の対象を18歳となった年度末まで拡大するための準備に係る補正が主なもので、そのうち物価高騰対策では、高騰を続ける電気料、燃料費等に対応し、市有施設の光熱費と指定管理施設の指定管理料の増額補正が含まれ計上されており、委員からは、電気料の高騰は一般家庭にも大きな影響が現れている。市民生活を守る窓口をつくり、しっかりと状況把握をして、必要な対応をしてもらいたいとの意見があり、市長からは、しっかり実態調査を含め相談を受けていきたいとの答弁がありました。

また、各事務事業の進捗状況を踏まえた調整に係る補正として、ふるさと寄附金の現状の実績を踏まえ、当初目標の寄附額5億円を6億に上方修正し、それに伴い、返礼品等の必要経費について増額補正するとの説明がありました。

委員からは活発な質疑があったことを申し添え、委員長報告とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（今井政良君）

8番 田中副武君。

○予算特別委員長（田中副武君）

先ほど私が発言した内容で、一部訂正箇所がございましたので、おわびを申し上げたいと思います。

議第121号から議第131号までと申し上げましたが、議第129号までの間違いでした。訂正しておわび申し上げます。

---

◎議第120号から議第129号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本10件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本10件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第120号 令和4年度下呂市一般会計補正予算（第12号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第120号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第121号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第121号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第122号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第122号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第123号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第123号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第124号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第124号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第125号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第125号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第126号 令和4年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であり

ます。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第126号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第127号 令和4年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第127号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第128号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第128号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第129号 令和4年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第129号については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議第130号及び議第131号について（議案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（今井政良君）

日程第40、議第130号 令和4年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）、日程第41、議第131号 令和4年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題といたします。

初めに、議第130号及び議第131号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

##### ○市長（山内 登君）

ただいま上程されました議第130号及び議第131号の補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、早急に対応を行いたい案件でございます。

議第130号は、釜ヶ野簡易水道の水源を複数確保するための予算を計上させていただいております。

次に、議第131号は、下呂市公共下水道幸田浄化センター建設工事の年度内完成が見込めなくなったため、債務負担行為の期間を改めるものです。詳細につきましては、環境水道部次長が説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

##### ○議長（今井政良君）

次に、議第130号及び議第131号について、詳細説明を求めます。

環境水道部次長。

## ○環境水道部次長（今村正直君）

それでは、議案書1ページをお願いします。

議第130号 令和4年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和4年度下呂市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度下呂市水道事業会計予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,247万3,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金9,734万円及び消費税資本的収支調整額2,513万3,000円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,326万6,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金1億1,624万3,000円及び消費税資本的収支調整額2,702万3,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的支出は、2,079万3,000円を増額し、6億5,695万6,000円とするものです。令和4年12月21日提出。

提案理由について詳細説明をさせていただきます。

現在、萩原町西上田地区の一部に給水しています釜ヶ野簡易水道の釜ヶ野浄水場において、水道水質基準の一つであるフッ素及びその他化合物の数値が水質基準値に迫ってきています。もしこの基準値を超えた場合は、釜ヶ野浄水場の水源は利用できなくなります。基準値を超えてからの対応では市民生活への影響が大きいため、事前に釜ヶ野簡易水道のもう一つの水源である上上田浄水場の水を釜ヶ野の給水区域へ送水できるよう、配管改良とポンプを設置しておくのが最善だと判断し、今回その工事費について補正をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、補正予算実施計画で説明しますので、2ページをお願いします。

資本的支出の建設改良費2,079万3,000円増額全てが今回の配管改良工事として増額するものでございます。内容としましては、配管改良約20メートルとポンプの2台設置及び電気工事費でございます。

資料はありませんが、今回追加提案の原因となりましたフッ素について若干説明させていただきます。

フッ素は自然界に広く存在し、半導体の材料ですとか木材の防腐剤、医療品の原料などに広く使用されています。また、温泉地帯の地下水や河川水に多く含まれることがあります。フッ素の適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、飲料水中のフッ素が多いと、斑状歯といって歯に褐色の斑点や染みができる原因となると言われております。

今回の釜ヶ野浄水場におけるフッ素の原因は特定できません。また、フッ素除去の設備の整備は経費的にも時間的にもかなり無理があるということから、今回上上田浄水場の水源を利用することにしたものでございます。

3ページ以後にキャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、実施計画明細書がございます。御確認ください。

続いて、議第131号について説明します。

議案書9ページをお願いします。

議第131号 令和4年度下呂市下水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条、令和4年度下呂市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度下呂市下水道事業会計予算第5条で定めた事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

枠内を御覧ください。

幸田浄化センター耐震工事業務委託の期間について、令和5年度としていたものを令和5年度から令和6年度までに改めるものです。令和4年12月21日提出。

提案理由について詳細説明をさせていただきます。

令和4年4月に下呂市と日本下水道事業団とで締結しました下呂市公共下水道幸田浄化センター一建設工事に関する協定に基づいて、事業団が同浄化センターの耐震工事の入札を2度実施しましたが、2度とも不調となったため、令和5年度中の完成が見込めなくなりました。これに伴い今回債務負担の期間を改めるというものでございます。

以上で、議第130号及び議第131号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

**○議長(今井政良君)**

これより、本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 中島達也君。

**○14番(中島達也君)**

すみません。市民の安心した水ということで、なかなかこういった事案に触れることがないものですから、せっかくの機会ですので確認したいと思いますが、ふだんフッ素というのは、今御説明いただいたように十分理解できますけれども、実際各簡易水道、上水で滅菌というか薬剤処理をされていると思いますが、主にどういった、例えば大腸菌であったり、そういったようなことが目的できれいな上水をつくってみえると思いますが、その辺の滅菌、薬剤処理の状況とわかりますか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

**○議長(今井政良君)**

環境水道部次長。

**○環境水道部次長(今村正直君)**

滅菌の方法なんですが、どの浄水場も浄水方法はばらばらですが、最終的には塩素消毒ということで、これは水道法で定められておりますので、水道水には管末で0.1ミリグラム/リッターの塩素が検出されなければいけないということで、塩素消毒というものがやはり最終的には全部行っております。以上です。

**○14番(中島達也君)**

ありがとうございました。

いろいろやっぱり地域によっても出てくる有機物であったり、そういったものは違うと思いますが、今後とも市民の安心な水を提供していただくようによろしくお願いします。以上です。

○議長（今井政良君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

私のほうから幸田浄化センターの耐震工事業務委託についてお尋ねいたします。

入札不調が2度あったということを伺いました。この入札の方法なんです、参加する者がいなかったのか、もしくは予定価格に達しなかったのか。それと、市内には参加資格を有する業者がいらっしやったのかいらっしやらなかったのか、お尋ねいたします。

それともう一点ですが、2度も不調になったということで、事業団ではその結果というか内容は当然分析されておるとおもいます。何か対策を講じる予定があるのかないのか、その辺も伺います。

○議長（今井政良君）

環境水道部次長。

○環境水道部次長（今村正直君）

まず2度の不調では、2度とも応札者がいなかったというところでは。

それから、市内の業者がいるのかということですが、今回の工事は参加資格として、県内に事業所を有する企業体などということで設定されておりますので、市内にも業者さんは見えると思えます。

それから、2度にわたる不調ということで、事業団でも設計内容を再度今精査して、仮設工事等々に難しい面があったのではないかとこのところを考えておりますので、それについて今現在見直しをして、次回また来年、3月か4月頃にまた入札に付すというような情報であるということとは聞いております。以上です。

○議長（今井政良君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中喜登君。

○5番（田中喜登君）

議第130号のことで2点確認させてください。

市民の安心な生活ということに直結している案件ですので、素早く対応していただいてありがたいとは思っていますが、確認したいのは、釜ヶ野浄水場というのはもうこれで廃止にするのかということと、上上田浄水場からの給水ということで、水圧とかの問題はないのか、その2点について確認させてください。

○議長（今井政良君）

環境水道部次長。

○環境水道部次長（今村正直君）

まず釜ヶ野浄水場の廃止についてですが、大事な水源でもありますし、今たまたまフッ素が高いということですので、すぐ廃止ということではなく、もう少し様子を見てから検討したいと思います。今すぐどうこうするということは、今考えておりません。

それから、水圧等に関しては、上上田浄水場は上上田配水地に水を送って水を配っております。釜ヶ野浄水場は釜ヶ野配水地に水を送って配っておりますが、この上上田配水地、釜ヶ野配水地とも高さは同じ位置にありますので、水圧等は問題はありませんが、上上田から釜ヶ野の配水地に揚げるためには、どうしてもやはりポンプが必要ということで、今回ポンプの設置をさせていただくということで、水圧等は問題ないと思っております。以上です。

○議長（今井政良君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第130号及び議第131号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第130号及び議第131号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第130号 令和4年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第130号は、原案のとおり可決されました。

議第131号 令和4年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決す

ることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第131号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議員派遣について

○議長（今井政良君）

日程第42、議員派遣について議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、派遣することに決定いたしました。

日程第43、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

[挙手する者あり]

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

ちょっとここで、1つ質問させていただきますが、ここに損害賠償の専決処分書が出ておりますね。私の記憶では、過去専決処分は必ず内容報告があつて承認をしてきたという記憶がございます。今回こういうふうに配付はしてありましたが、何もされていない。

もう一点、ここに今まで保険金で100%対応できるという説明をずっと聞いておりました。今回、ここに免責が3万円出ております。こういう状況下では、どのような判断で執行部はこういう提出をしたのか分かりませんが、これについての説明があるのが私はしかるべきだと、こう判断をいたしますがいかがでしょうか。

○議長（今井政良君）

議会事務局長。

○議会事務局長（今井 満君）

私のほうからまず1つ目のお話なんです、こういった50万円未満の損害賠償額の決定に関する専決処分の関係につきましては、従来より諸般の報告の中で書面報告という形を取っております。そういう形ですが、先ほど一番冒頭で諸般の報告があつたわけなんです、書面報告という中でも、もし質疑等があればその場で御質問されて、担当部局のほうからの説明という形を取るということになると思います。以上でございます。

○議長（今井政良君）

観光商工部長。

○観光商工部長（河合正博君）

ただいま御質問いただきました下呂温泉合掌村駐車場で事故による損害賠償につきまして、説明をさせていただきます。

この事案は、平成4年11月1日でございます。午前11時30分、お手元の資料のとおりでございますが、下呂温泉合掌村地内の駐車場におきまして、神奈川県からお越しのお客様の自動車を駐車しようとしたところ、車止めブロックを固定するボルトが突出していたため、相手方の自動車を損傷させたものでございます。

損傷した理由としましては、ボルトが上がっていたというところでは、これは推定でございますが、長らく車止めを使っている中で若干設置が緩んできて、ボルトが順番に上がってきたような状況ではないかなということを推察しております。

現在その車止めにつきましては撤去をしております。

免責につきましては、保険の契約上必要ということでございます。

また、車の損傷の内容でございますが、リアバンパーとリアのホイールハウスといったところに損傷が見られたため、この保険を使って相手方に支払うというものでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（今井政良君）

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

今局長のほうから50万という数字を上限として、これは配付だけでいいという認識であったということですので、それは了としますけれども、やはり合掌村で近々今説明のあったような状況下で起きたということ、さらに免責が保険の契約上云々で3万円必要になったということであれば、それなりの説明があって私はしかるべきだろうと、私はそういう認識をいたします。やはり、これは金額の多い少ないに関わらず、管理運営において、こういうことを我々が注視しながらやっていくのが大切ではないかと、そういうことを申し上げております。以上です。

○議長（今井政良君）

ただいま質問をいただきました件につきましては、また後ほど議運のほうで、この方向性についても検討していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、次へ行きます。

---

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（今井政良君）

日程第43、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、市長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

市長。

#### ○市長（山内 登君）

ただいま議長からお許しをいただきましたので、12月議会定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

市議会におかれましては、本会議に、また各委員会におきまして慎重なる御審議・御審査を賜り、誠にありがとうございました。

本年は幸いにして大きな災害こそ発生はいたしませんでした。新型コロナウイルス感染症との闘いのほか、新たにエネルギー・食料品等の価格高騰が大きな社会問題となった1年となりました。来年も、これらの問題に対して国・県の動向を注視しつつ連携を図りながら、市民の皆様が安心して日常生活やお仕事に従事していただけるよう全力で取り組んでまいります。

また、市長に就任して4年目となる来年は、公約にもうたった下呂市が持っている多くの可能性に挑戦し、わくわくするまちづくりに向けた取組をさらに一歩進め、市役所内部のプロジェクトチームで作成した素案を市民の皆様に参加していただいている各委員会等で審議していただいておりますので、いよいよ公約実現に向けた本格的な取組を進めてまいります。

議員の皆様方には、取組の各工程を具体的かつ丁寧に御説明させていただきますので、今後とも御指導御鞭撻賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後となりますが、新しい年が議員各位並びに市民の皆様方にとって健康で幸多き年となりますよう心から御祈念申し上げます、12月定例会閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

#### ○議長（今井政良君）

これをもちまして、本定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

令和5年が全ての市民の皆様にとってよき年になりますよう御祈念申し上げます。お疲れさまでした。

これで、令和4年第6回下呂市議会定例会を閉会いたします。

午前10時31分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月21日

議 長 今 井 政 良

署名議員 12番 吾 郷 孝 枝

署名議員 13番 中 島 新 吾